

環境省からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
267	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、第2項、第75条第1項、3項	環境省	埼玉県	C 対応不可	<p>鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。</p> <p>一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。</p> <p>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。</p> <p>鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。</p> <p>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。</p>
268	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項	環境省	埼玉県	C 対応不可	<p>鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。</p> <p>一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。</p> <p>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。</p> <p>鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。</p> <p>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
269	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工作した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項	環境省	埼玉県	C 対応不可	<p>鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。</p> <p>一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、若く高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。</p> <p>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。</p> <p>鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。</p> <p>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。</p>
352	狩猟免許の有効期間の延長	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にまで拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための人材確保を必要とする地域ニーズに応じて、4年、5年と延長できるよう、地域において免許期限を延長できるように、法律の縛りを解除し、地域の判断で設定できることとする。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	環境省	徳島県、兵庫県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。狩猟免許の有効期間は、銃刀法に基づく銃の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかりと講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
617	狩猟免許の有効期間の延長	<p>現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。</p>	<p>【支障・制度改正の必要性】 近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。 現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。 新規に免許を取得しても、3年間では捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。 近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわなと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。 なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条	環境省	長崎県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかり講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>
115	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。</p>	<p>【支障事例】 本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬の許可業者が市町村合併時の10社から延べ21社に増加し、事務が煩雑化している。</p> <p>【制度改正の必要性】 一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の資質の向上と行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力が見込まれ、行政の補完的立場を持ち合わせた事業活動の展開が期待される。</p> <p>【懸念の解消】 平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。</p> <p>信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせる機会があり、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5	環境省	三豊市	C 対応不可	<p>一般廃棄物収集運搬の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき市町村が定めることとなっている一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3により単年度ごとに定めることとされている実施計画との整合性を取る必要がある。</p> <p>これは、そもそも、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域におけるごみの発生量等を踏まえた需給の均衡を適切に考慮することが求められるためである。</p> <p>したがって、本来であれば許可期間は1年とすることが適切であるが、平成9年3月28日に再改定された「規制緩和推進計画」において、事業者の負担軽減の観点から当初の1年から現行の2年に延長することとされた。</p> <p>仮に、更に許可期間を延長し4年とした場合、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、事業者の一般廃棄物収集運搬業の許可等を判断する機会がますます減少し、一般廃棄物の減少等によって一般廃棄物処理計画が変更され、事業者の事業活動に当該計画との不整合が生じた場合に適切に対応することが困難になると想定されることから、許可期間の更なる延長は妥当ではない。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
846	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。 なお、積替え保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。	事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。 事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。 (参考) 1 許可件数(平成22年度) (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件 (うち県外業者で積替保管施設なし 349件) (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件 (うち県外業者で積替保管施設なし 93件) 2 事務手数料 ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項	環境省	愛媛県	C 対応不可	<p>○ 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行う者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられる。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。</p> <p>○ 要望自治体は、許可申請にかかるコスト削減という観点からのみ、規制緩和を望んでいるが、仮に御提案の要望内容が実現された場合、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。</p> <p>○ 具体的には、許可取得の対象自治体を絞ったとしても、法における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別されるため、許可処分を行った自治体のみ事業者情報が限られる場合、他の自治体は事業者への適切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。</p> <p>○ また、当該課題を克服するために、事業者が処理業を行う区域を管轄する自治体にとって必要不可欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるようにするための体制を構築することとなる。当該システムを構築する間及び当該システムを運用する自治体の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならないと考えられる。</p> <p>○ さらに、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。</p> <p>○ 以上より、御提案の規制緩和の実現は困難である。なお、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業者についても、過去に不適正処理が行われた事例が認められるため、積替え保管を伴う産業廃棄物収集運搬業の許可手続について、生活環境保全の観点から現行どおりとするのであれば、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業の許可手続も現行どおりとすべきである。</p>
220-1	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	【廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改造については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	廃焼却炉解体について 【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむなく他の土地に新設炉を建設したため、面施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未策定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えるなら実施したいのが現状である。 跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならぬ。特別交付税についても全額が配分される保障はなく、確実的な財源と見せない状況である。 廃棄物処理施設の改良・改造の交付要綱について 【制度改正の必要性】焼却工場については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行い延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間CO2排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市で主に稼働している第2工場の年間CO2排出量は2,130t(24年度)で、既にCO2削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、 ・費用が莫大に係ること ・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと などの理由により、交付申請を見送っている。	平成18年1月13日付環境対発第060113001号 廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 14(3)改良・改造に係る事業	環境省	尼崎市	C 対応不可	<p>循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。 なお、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の起債が可能となったことで、同計画に基づく解体事業について、地方債(充当率75%)を用いることができるようになったと承知している。詳細は、総務省の地方債担当部局に問い合わせいただきたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
220-2	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	<p>【廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。また、廃棄物処理施設の改良・改造については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。</p>	<p>廃焼却炉解体について 【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむなく他の土地に新設炉を建設したため、両施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未策定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えるなら実施したいのが現状である。跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならない。特別交付税についても全額が配分される保障はなく、確実的な財源と見せない状況である。</p> <p>【廃棄物処理施設の改良・改造の交付要綱について】 【制度改正の必要性】焼却工場については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行い延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間CO2排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市で主に稼働している第2工場の年間CO2排出量は2,130t(24年度)で、既にCO2削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、 ・費用が莫大に係ること ・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと などの理由により、交付申請を見送っている。</p>	平成18年1月13日付環廃対発第060113001号 廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 14(3)改良・改造に係る事業	環境省	尼崎市	C 対応不可	循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策の強化等、循環型社会の形成の推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。基幹的設備改良事業では、施設の延命化及び地球温暖化対策に資するものを交付対象事業としている。このような交付金制度の趣旨や国の厳しい財政事情を踏まえると、基準の緩和は困難である。
258	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体)の補助要件の緩和	<p>ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の統廃合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。ついては、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。</p>	<p>【広域化の経緯】 国は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。</p> <p>【制度改正の内容】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃焼却施設の解体については跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合のみ交付対象事業に含めることができるとしている。これをごみ処理広域化に伴い廃止となる廃焼却施設等の解体については交付対象となるように交付条件の拡大を望む。</p> <p>【制度改正による効果】 今回の交付条件の拡大を行うことによってこれまで広域化に消極的であった自治体が広域化を積極的に進めることとなり、さらに防災面からも未解体の廃焼却炉が減ることは、国の目指す方向性に合致するものである。また、広域化のスケールメリットを生かすことで国、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。</p> <p>【地域の実情】 豊橋市と田原市でも国の方針に従い、豊橋市ごみ処理広域化計画を定め、平成34年度に現在の豊橋市既存焼却施設の周辺に両市の焼却と粗大ごみを共同処理する施設を建設する計画となっている。新施設稼働時点で焼却施設は豊橋市に5炉、田原市に4炉あり、解体費用は約30億円と見込んでいる。</p>	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表Ⅲ-1-(11)	環境省	豊橋市 田原市 ごみ処理広域化ブロック会議	C 対応不可	循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。なお、御提案の中で御指摘のとおり、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の起債が可能となったことで、同計画に基づく解体事業について、地方債(充当率75%)を用いることができるようになったと承知している。詳細は、総務省の地方債担当部局に問い合わせいただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
872-1	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改造の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO ₂ 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統廃合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することになっている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】交付日：平成17年4月11日(改正：平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事あて)第二定義2交付対象事業	環境省	さいたま市	C 対応不可	(1)循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策の強化等、循環型社会の形成の推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。基幹的設備改良事業では、施設の延命化及び地球温暖化対策に資するものを交付対象事業としている。このような交付金制度の趣旨や国の厳しい財政事情を踏まえると、条件の緩和は困難である。
872-2	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改造の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO ₂ 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統廃合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することになっている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】交付日：平成17年4月11日(改正：平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事あて)第二定義2交付対象事業	環境省	さいたま市	C 対応不可	(2)循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。なお、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の起債が可能となったことで、同計画に基づく解体事業について、地方債(充当率75%)を用いることができるようになったと承知している。詳細は、総務省の地方債担当部局に問い合わせいただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
359	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合」も補助対象となるよう補助要件の見直しをしていただきたい。	【支障事例】 本県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、湖沼水質保全計画を策定して水質浄化に取り組んでいる。富栄養化防止のためには、高度処理型浄化槽の設置促進、特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換が喫緊の課題となっている。 国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。 しかし、撤去跡地への合併処理浄化槽の設置は、一定期間トイレ等が使用できず不便であること等の理由から、本県ではほとんど該当がなく、補助を利用できていない。 こうした状況に鑑み、本県では、個人県民税の超過課税として徴収している「森林湖沼環境税」を活用し、上記の場合にも県独自の補助を行っているが、財政的に大きな負担となっている。(補助実績は別添のとおり) 【制度改正による効果】 当該県独自の補助に係る予算を転換促進策の拡充(配管工事費補助等)に充当できれば、より一層の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換促進が見込めるところである。	浄化槽設置整備事業実施要綱第3	環境省	茨城県	C 対応不可	浄化槽設置整備事業は、本来、浄化槽の整備に要する費用を助成する事業であり、間接的に発生する費用である撤去費用については、助成対象と想定されていなかった。しかし、平成12年の浄化槽法改正による単独処理浄化槽の新規設置の禁止を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成18年度より、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用については、特例的に助成対象に追加することとした。また、国として合併処理浄化槽への転換を更に促進するため、当該特例を拡大し、施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合についても、助成対象として認めることとした。撤去費用はあくまで例外的な措置であること、また、国の厳しい財政事情を踏まえると、御提案事項については対応が困難である。
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期にきている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱下水道法第4条	環境省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。 なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
640	産業廃棄物処理に係る規制緩和	FRP漁船を廃船処理するにあたり、地元造船所や漁協が漁船を解体・運搬する場合、産業廃棄物の処理に係る許可を例外的に不要とすること	<p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や廃業に伴い、今後廃船処理が増加するとみられるが、漁船の多い離島等では、大村市にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産廃処分場に搬出する必要があるものの、産業廃棄物処理の許可を持った事業者が少なく、処分経費も高いため、一部では漁船登録抹消後に不法に放置されている事例もみられる。FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や漁協が漁業者から持ち込まれた船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物処理関係の許可を不要とする規制緩和を行うことで、漁業者の処分経費の負担軽減が図られ、円滑な廃船処理につながるものである。</p> <p>【参考】</p> <p>長崎県内のFRP漁船数は約23千隻で、うち20年以上約19千隻、30年以上約10千隻</p> <p>FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条	環境省	長崎県	C 対応不可	<p>貴県の要望内容によると、廃棄物処理業の許可不要とする理由としては、現行のFRPリサイクルシステムによる支障(処理コスト、搬回数)によるもので、業の許可を取得すること自体に対する支障などは示されていないため、業の許可を取得することには特段支障がないと考えられ、長崎県が地元造船所や漁協に産業廃棄物処理業の許可を取得させることを以て対応いただきたい。</p> <p>また、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)の2(1)において、全国的な制度改正に係る提案について対象とすることとされているが、本要望は長崎県が独自に抱えている課題に対する要望提案であると考えられるため、このような要望に対しては、構造改革特区制度等の別の制度の活用を御検討いただきたい。</p>
659	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあって指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	<p>【制度の経過】</p> <p>平成24年4月から、環境影響評価法の改正により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が施行令第11条に定める市の区域に限られるものである場合は、事業者に対し、当該市の市長が環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとされている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、複数の市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。</p> <p>また、県知事は、複数の市長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、各市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域住民の最も身近で環境保全に対し配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能となるようにする必要性があり、多数の市民を有する政令都市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めるもの。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会での審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。</p>	環境影響評価法第10条、第20条	環境省	川崎市	C 対応不可	<p>○本規定は、事業が隣接している政令市にまたがる場合、互いの市への環境影響が懸念されるケース等が想定されることから、都道府県知事が、関係市町村長から述べられた意見を勘案した上で事業者に意見を述べることとしているものである。</p> <p>○環境影響評価法に基づく方法書に対する地方公共団体の意見は、事業者にとって同法に基づき環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する際に勘案すべきとされており、事業者にとって影響の大きいものである。もし一つの事業に対して関係市町村長それぞれから意見が出された場合、個々の意見を同時に達成することが困難となるおそれが想定されることなどから、関係地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが環境影響評価法の円滑な運用に資すると考えているため、御提案の制度改正は対応することが困難である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
738	特定外来生物の防除活動 の手続の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、 施行規則第23条～第27条	環境省、農林水産省	豊田市	A 実施	防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除個体をその場で殺処分又は枯死させたいと、一時保管・運搬することは可能である。 また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という。)等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。 このように、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能であるが、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申において、個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な知識を持たずに運搬をすることによる拡散の可能性があることや、拡散を意図した悪意のある運搬に対する規制の実効性の確保にも留意する必要がある。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実にあって処分を目的として移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定し、検討を進めているところ。 なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除や希少な野生生物が生息・生育する自然公園等において実施される防除等においては、計画的・効率的に実施する観点から、防除の確認・認定を受け、従事者の把握等管理を行いながら進めることが適切である。
740	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。 しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多い。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法に係る特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はなく、大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定で、数を減少する場合及び直近の届出により届け出た数の二倍以内の変更は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。 また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	騒音規制法第5条、 第6条～第11条	環境省	豊田市	D 現行規定により対応可能	騒音規制法第27条の規定により、同法の規制対象外の事業場についても各自治体が条例で規制することは妨げられていない。東京都や神奈川県において、条例による規制を実施している例もある。 また、施設数の把握について、騒音規制法に基づく届出がされている施設数のほかに、「現状の数」を把握しなければならない理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自治体の判断であると考え。 さらに、ご提案のように届出制度を廃止すると、特定施設の設置前に、騒音が発生する施設の配置や防音対策について把握・指導することができなくなり、騒音問題の未然防止は困難になると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
741	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。 しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多い。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、振動規制法に係る特定工場等の数は、681(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の振動苦情件数は、12件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は3件と大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、振動規制法施行規則第6条第2項の規定で、数を減少する場合は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 振動の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。 また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	振動規制法第5条、第6条～第11条	環境省	豊田市	D 現行規定により対応可能	振動規制法第23条の規定により、同法の規制対象外の事業場についても各自治体が条例で規制することは妨げられていない。東京都や神奈川県等において、条例による規制を実施している例もある。 また、施設数の把握について、振動規制法に基づく届出がされている施設数のほかに、「現状の数」を把握しなければならない理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自治体の判断であると考えられる。 さらに、ご提案のように届出制度を廃止すると、特定施設の設置前に、振動が発生する施設の配置や防振対策について把握・指導することができなくなり、振動問題の未然防止は困難になると考える。
130	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和	被災県(青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県)を対象とした上記基金事業の対象について、被災県以外を対象とする「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様に「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること。	【制度改正の必要性】 平成23年度に被災県を対象とする、災害時に最低限必要となる電気又は熱の供給のための再生可能エネルギー設備を防災拠点へ設置する事業として創設。 その後、被災県以外の都道府県にも展開され、平成25年度からの実施県等においては、被災県に認められていない①高効率照明(屋内高所照明を除く)、②高効率空調にも補助率2/3(民間施設は1/3)が適用されている。 被災県に対しても、必要最低限の再エネ設備導入のみならず、今後の避難所等設備の維持の面から省エネ設備の導入を認めるよう、対象設備の拡大を求めるもの。 【支障事例】 ①EMS(エネルギーマネジメントシステム)関連設備、発電量等表示装置、電気自動車等の事業対象化を求められているが、これらは直接発電・発熱に寄与しないことから対象外とされており、市町村から事業対象化を求められている。 ②屋外高所照明のうち、水銀灯からLED等の高効率照明への更新は対象となっている一方、ハロゲン灯など水銀灯以外の照明からの更新は対象外となっている。多くの市町村では、避難所として体育館を指定しており、現状が水銀灯以外の場合であっても、高効率照明に更新することが可能となるよう、対象拡大を望んでいる。	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領 再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業実施要領	環境省	岩手県	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成25年度の事業から補助対象とした高効率照明、高効率空調の導入について、本事業への適用に当たっては要領改正が必要であることから、今後、財政当局とも相談・調整のうえ、適用に向けた検討を進める予定である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
266	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること	<p>【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。</p> <p>【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。</p> <p>法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。</p> <p>届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かい対応が可能である。</p> <p>また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.11に市へ法令移譲されている。</p> <p>特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。</p> <p>こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。</p> <p>(なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。)</p>	浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第11条の2、第53条第1項、第2項	環境省	埼玉県	C 対応不可	<p>浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市等へ一律に移譲することについては、以下の理由により実現困難である。</p> <p>①浄化槽の設置にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、特定行政庁の建築主事による確認が必要となる等、専門性のある職員の確保が要求される。しかし、市等の人員・予算が限られている中で、特に浄化槽の設置基数の少ない市等において、建築主事のような専門性を有する技術者の配置を行うことは非効率かつ非現実的である。</p> <p>②浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、都道府県が中心となり、法定検査機関や保守点検業者との協力体制を既に構築しており、この枠組みの中で高い法定検査率を維持している都道府県が複数ある。しかし、市等に権限が一律に移譲された場合、既存の枠組みがなくなるだけでなく、地方自治体ごとに体制を再構築することとなり、組織が細分化されるため、行政間の連携や、法定検査機関・保守点検業者との協力体制の構築が非常に困難になる。</p> <p>また、市等への権限移譲を一切行っていない都道府県で法定検査(第11条検査)受検率が極めて高い(80%超)ところが複数ある。これらの都道府県では、法定検査機関や保守点検業者との協力体制の構築や、法定検査受検率向上に向けて様々な工夫を凝らしているところであり、現行の体制でも御指摘にあった法定検査の適正な受検を促すことは可能である。</p> <p>なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、多くの市町村に設置届出等の権限移譲を行っている都道府県であっても法定検査率が極めて低い(10%未満)ところが複数あり、権限移譲の進み具合が適切な維持管理の確保に結びついていない。</p> <p>まずは都道府県において、先進事例を参考に適切な維持管理の確保に向けた取組を実施する必要があり、都道府県等向けに「法定検査受検率向上の取り組み事例集」や「浄化槽台帳の整備導入マニュアル」を環境省で作成し周知しているところ。</p> <p>以上のように、御提案の内容は実現が困難であることや御指摘の問題点については現行の枠組みで十分解消することが可能であることから、本件については対応が困難である。</p>
635	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。	<p>【支障事例】</p> <p>現在、浄化槽保守点検業の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。</p> <p>そのため、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方において登録が必要である。</p> <p>長崎県にて登録している保守点検業者173者のうち、保健所設置市(長崎市及び佐世保市)において重複登録している事業者は31業者となっている(平成26年6月末現在)。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>については、事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業登録を行うことで、県内一円で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。</p>	浄化槽法第48条	環境省	長崎県	D 現行規定により対応可能	<p>浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市(又は特別区)が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
400	ダイオキシン類発生施設 設置届出等受理に関する 事務の移譲	ダイオキシン類の排出の 規制等及びダイオキシン 類による汚染の状況に関 する調査等に関する事務 を移譲する。	現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請、設置届等の受理事務を事務処理特例により行っている。一方、ダイオキシン類発生施設設置届等の受理事務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設を設置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出等を行わなければならない、事業者負担を課す状況である。環境確保条例で規制されるばい煙発生施設のある事業所は約180件、うちダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出をしている事業所は約15件である。ダイオキシン類発生施設設置届等の窓口を特別区に一本化することにより、事業者への負担が軽減するほか、事業所へのダイオキシン類も含めたすべての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。	ダイオキシン類対 策特別措置法第12 条～第19条	環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。
401	特定事業者からの公害防 止管理者等の選任届受理 に関する事務の移譲	相当量のばい煙・汚水・粉 じん・騒音、ダイオキシン 類を発生させる特定事業 者(製造業、電気・ガス・熱 供給業)からの公害防止 管理者等の選任届の受理 に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止統括者や公害防止管理者を選任した場合は、騒音・振動は区へ、ばい煙・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)』では、東京都の資格である公害防止管理者を選任した場合には、区に届出を提出している。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止統括者の専任届等の事務は区が行うべきものと考ええる。	特定工場における 公害防止組織の整 備に関する法律第 11条、第14条	環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
402	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	『水質汚濁防止法』に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の『環境確保条例』による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制などと重なっている部分が多くある。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対応しているのが実情である。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の設置届の事務は区が行うべきものと考ええる。 なお、工場認可申請について、都と区で重なっている部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けるようになったが、その部分はもともと東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。 また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出勤し調査している。	水質汚濁防止法第5条	環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考ええる。
403	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気の汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	区の事務である、東京都の『環境確保条例』に規定するばい煙発生施設等には、ばい煙の規制基準がある。一方、東京都の事務である『大気汚染防止法』に基づく特定施設の設置届やばい煙の測定結果等は東京都に提出されている。公衆浴場などで発生する煙突からのばい煙の苦情の多くは区に寄せられており、都区で個別に処理することは合理的ではなく、公害苦情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚染防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものと考ええる。	大気汚染防止法第6条	環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考ええる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
404	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	<p>土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。</p> <p>【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含める】</p>	<p>『土壌汚染対策法』第3条に規定する有害物質使用特定施設において、『環境確保条例』第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合においては、汚染状況調査報告書を東京都及び区に提出することになっており、調査者等に過分の負担となっている。</p> <p>また、指定地域に指定された後の土壌の汚染状況及び健康被害防止措置の確認が出来ないため、区内の土地の土壌汚染状況及び汚染土壌の処理の状況を把握することが困難な状況である。このような二重行政ともいえる問題を解決し、効率的な事務を進めるため、区の事務とすべきものとする。</p>	土壌汚染対策法第3条	環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。
884	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	<p>都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。</p>	<p>【制度改正による効果】</p> <p>フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。</p> <p>第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立ち入り指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。</p> <p>【権限移譲について懸念される事項】</p> <p>第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。</p> <p>【平成25年12月20日閣議決定との関係】</p> <p>地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	経済産業省、環境省	広島市	C 対応不可	政令指定都市への登録を行った業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様に当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講ずるとの考えを提案いただいているが、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いずれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生じる。現状、第一種フロン類充填回収業者は第一種特定製品(大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等)の設置されている現場に向いてフロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半が一の都道府県・市町村を越えて営業を行っているところ、政令指定都市における業務について新たに登録を求めることとすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
381	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の浄化槽事業については、環境省において自治体ごとに内示・交付がなされている。この手続きの一部を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】個人設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行っており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。 本事業は、年度内の設置基数が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できないという性格を持っている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間での調整はできない制度になっている。 【支障事例】H25の例では、当初の内示・交付決定額が要額より削減された影響もあり、年度途中で住民からの申請受付を締め切ったり、国費が不足して市単独費で対応したりした自治体が発生した。(単独で負担した件数、金額、他市町の余剰金額等は別添資料のとおり。)市町間で国費をうまく調整できればさらなる整備が進んだと思われる。また、交付金手続きが自治体毎であるため、各種手続きに時間を要していると思われ、交付申請から交付決定までが遅く、事業執行や資金計画に支障をきたしている状況である。 【効果】このため、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金のように、各都道府県に対し、一括内示を行い、市町への交付は各都道府県の裁量により行ったほうが、自治体間の調整も適時適切に行うことができ、より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添流用スキーム案のとおり)	循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進交付金交付要綱 地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱	環境省	九州地方知事会	C 対応不可	浄化槽の整備事業は、生活排水を適正に処理することによって公共用水域の水質を保全し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。河川や閉鎖性海域といった公共用水域は、一つの都道府県にとどまらず、複数の都道府県境をまたいで存在しており、その水質を保全するためには、一都道府県にとどまることなく広域的な施策の実施を国が行う必要がある。また、限りある予算を交付金の目的となる事業に確実に効率的・効果的に配分するためには、全国の整備状況を勘案するとともに都道府県や市町村間の利害を調整し、公正な見地から交付決定等を行わなければならない。このためには、国がきめ細かい予算の配布方針を決定し、自ら交付決定事務等を行わなければならない。したがって、御提案の内容については受け入れられない。
64	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第52条、第53条	経済産業省、 環境省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
154	特定家庭用機器再商品化 法に基づく報告・立入検査・ 勸告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勸告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条	経済産業省、 環境省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勸告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
772	特定家庭用機器再商品化 法に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勸告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勸告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	経済産業省、 環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勸告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
65	国立公園に係る管理権限の移譲	<p>国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。</p>	<p>自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。</p> <p>1. 許認可事務 ・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。</p> <p>・権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。</p> <p>2. 施設整備 ・現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめて順位付けし本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず単県費での対応を余儀なくされた事例(鳥取県)や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかった事例(兵庫県)など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。</p> <p>これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト(地形地質などジオパークを特色づける見学場所や拠点施設)の特性やコースに沿い、広域的な視点で整備案件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。</p>	<p>自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条</p>	環境省	関西広域連合	C 対応不可	<p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。</p>
777	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	<p>山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業執行権限、許認可権限、公園管理団体等の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。</p>	<p>【現行】 自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ活用することを目的とした制度である。</p> <p>【支障事例】 現状、環境省による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めていない。</p> <p>【移譲による効果】 事業実施権限や許認可権限等の管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携した管理が可能となり、そうすることで、管内の国立公園が適正に保全され、魅力を高めることになり、地域の活性化に寄与する。</p> <p>【地方に移譲された場合の懸念への対応】 なお、地方自治体は、開発部局を有し各事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行うことは利益相反になるため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は国立公園を、事業部局とは独立した環境部局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考えられる。</p>	<p>自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第36条、第38条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条</p>	環境省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	<p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
96	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	<p>瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とすること。</p> <p><具体的内容> 現状では、事業場からの排水水質に変わりがなくとも排水量が1m³/日増加するだけで、また、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、社会通念上軽微と考えられる変更等の場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、省略するべきである。</p>	<p>【現行制度】 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m³/日以上ものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続きの際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可までには最低でも1か月以上の期間を要しており、事業者の支障となっている。(水質汚濁防止法のみ適用される東京湾、伊勢湾などの地域の場合は、届出後速やかに実施制限期間を短縮し、着工可能である。)</p> <p>【支障事例】 これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾等)では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。</p> <p>【懸念の解消】 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は、達成可能である。</p>	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	環境省	岡山県	C 対応不可	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、その結果、瀬戸内海の比類ない美しさや漁業資源が保たれてきたものである。法律では、特定施設を設置・変更する場合は予め許可を必要とすることや、その許可手続きの際には、事前評価や告示縦覧等を行うこと等が定められている。</p> <p>特定施設の構造等を変更する場合において、汚水等の汚染状態又は量が增大する場合には、事前評価によって当該汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知するものであり、いずれも瀬戸内海の環境保全を図る上で必要な手続きである。</p> <p>なお、汚水等の汚染状態及び量が增大しない等の場合には、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前評価や告示縦覧等を省略することができる規定が設けられている(施行規則第7条の2)。</p>
956	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	<p>瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること。</p> <p><具体的内容> 現状では、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略する。</p>	<p>瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m³/日以上ものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続きの際には、汚濁負荷量が増加しないケースにおいても事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められており、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。</p> <p>このため、汚濁負荷量が増加しないケースにおいては手続の一部簡素化を図り、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行うことができるようにすべきである。</p>	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	環境省	中国地方知事会	C 対応不可	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、その結果、瀬戸内海の比類ない美しさや漁業資源が保たれてきたものである。法律では、特定施設を設置・変更する場合は予め許可を必要とすることや、その許可手続きの際には、事前評価や告示縦覧等を行うこと等が定められている。</p> <p>特定施設の構造等を変更する場合において、汚水等の汚染状態又は量が增大する場合には、事前評価によって当該汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知するものであり、いずれも瀬戸内海の環境保全を図る上で必要な手続きである。</p> <p>なお、汚水等の汚染状態及び量が增大しない等の場合には、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前評価や告示縦覧等を省略することができる規定が設けられている(施行規則第7条の2)。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
239	水質汚濁防止法に基づく 総量削減計画の策定にお ける環境大臣の同意協議 の廃止	国の定める総量削減基本 方針に基づき都道府県知 事が総量削減計画を策 定・変更する際に義務付 けられている環境大臣の同 意協議を廃止し、意見聴 取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国 への協議に約2か月を要した。)。 同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国 との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、 H23実績では約2か月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮 効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整 合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いつつながら、都道府 県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画 を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴 取ることにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保 される。	水質汚濁防止法第 4条の3	環境省	広島県	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げら れることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の 整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するため に妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定 水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に 対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しよ うとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致 協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境 大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対 策会議の議を終なければならぬとされていることもあり、当該手続きも含め れば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義務 付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のた め、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。
825	水質汚濁防止法に基づく 総量削減計画の策定に係 る環境大臣の同意協議の 廃止	都道府県知事は、総量削 減計画を定めようとする ときは、関係市町村長の意 見を聴くとともに、環境大 臣に協議し、その同意を得 なければならないとされて いるが、総量削減計画の 策定に関して、計画対象 範囲が県内で完結する場 合には、環境大臣の協 議、同意を不要とし、報告 とすること。	【現行】 現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本 方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なけ ればならない。 【改正の必要性】 「水質総量削減は各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して 汚濁負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要」との 意見があるが、各都府県間の調整については、県が削減計画を策定する以 前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定時に、アン ケートの実施等により、関係都府県間の調整を図りながら策定されており、既 に調整されているものと考えられる。 このため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てら れた各都府県の削減目標量の枠内で計画を策定する限り、調整を再度行う 必要はなく、よって環境大臣への協議も不要と考える。 【支障事例】 実際に第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要し ているが、手続の簡素化を図ることでより積極的に目標を達成させることが可 能となる。	水質汚濁防止法第 4条の3第3項	環境省	兵庫県、大阪 府、和歌山 県、徳島県	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げら れることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の 整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するた めに妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指 定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合 的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削 減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係 者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのこと から、環境大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対 策会議の議を終なければならぬとされていることもあり、当該手続きも含め れば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義務 付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のた め、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
957	水質汚濁防止法に基づく 総量削減計画の策定にお ける環境大臣の同意協議 の廃止	国の定める総量削減基本 方針に基づき都道府県知 事が総量削減計画を策 定・変更する際に義務付 けられている環境大臣の同 意協議を廃止し、意見聴 取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する（H23策定時には、国 への協議に約2か月を要した。）。 同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー（①国 との事前調整→②審議会諮問→③国への協議）における③の廃止となり、 H23実績では約2か月（現行の標準処理期間ベースで協議40日）の期間短縮 効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整 合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いながら、都道府 県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画 を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴 取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保 される。	水質汚濁防止法第 4条の3	環境省	中国地方知 事会	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げら れることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の 整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するた めに妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指 定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合 的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削 減しようとするものであることから、各都道府県間の調整を十分に行い、関 係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのこ とから、環境大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対 策会議の議を終らなければならないとされていることもあり、当該手続きも含 めれば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義 務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のた め、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。
240	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律に基づく都道 府県分別収集促進計画の 策定義務の廃止	市町村分別収集計画に適 合するよう都道府県が策 定する都道府県分別収集 促進計画の策定義務を廃 止する。	【制度改正の必要性】 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定める こととされており、市町村の分別収集量等を集約するもので、策定意義に乏 しい。 【懸念の解消】 第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の 規定により、本計画とは関係なく実施可能である。 なお、第8条第4項、第5項の市町村の提出義務等については、県において技 術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要がある ため、現行のままとすることが望ましいと考える。	容器包装に係る分 別収集及び再商品 化の促進等に関す る法律第9条	環境省	広島県	C 対応不可	都道府県は、区域内の市町村の分別収集計画に適合するよう都道府県分別 収集促進計画を定めることとされており、当該計画の環境大臣への提出によ り全国的な取組状況の把握、再商品化義務量の算出等の制度全般に係る管 理が担保されている。 また、国の基本方針に即し、かつ再商品化計画を勘案して定められた都道 府県分別収集計画を市町村分別収集計画と適合するものにするることによ つて、区域内の市町村間の広域連携等の調整機能も果たされている。 さらに、区域内の市町村間の分別収集に関する情報交換の促進など、都道 府県が市町村に対して果たす役割は大きいものがあることから、都道府県分 別収集計画の策定が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
447	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲	申請等の経由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づく委託契約事務となっているので、法に基づく事務として明確にする必要がある。	独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して經由事務を既に実施しているところなので、実態にあわせ法に基づく事務として位置づける必要がある。	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項	環境省	神奈川県	C 対応不可	石綿健康被害救済制度は、国が行政的な救済措置を速やかに講ずることとしたものであり、石綿健康被害救済法では、その認定申請等については、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が直接受け付けるか、地方環境事務所経由で受け付けることになっている。一方、申請者の便宜を第一義に考え、機構では、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき全国の保健所設置自治体と業務委託契約を結び、幅広い行政窓口で認定申請等を受け付ける体制を整備しているところであり、特段の支障が生じているとは認識していない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
739	廃棄物処理施設等の設置 許可に当たっての立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により設定できる規制緩和を行う。	<p>【地域の実情】 現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合していれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるをえない。</p> <p>【支障事例】 豊田市においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分場計画に対して反対署名運動が行われた。</p> <p>【制度改正の必要性】 施設の技術的基準のみによって廃棄物の処理施設が許可されると、廃棄物の処理施設のもつ負のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などから、廃棄物の処理施設が建設される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地域(観光)資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きな影響を受けることになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしていただきたい。</p> <p>【解消策】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により設定することができるように、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。</p> <p>【効果】 地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2	環境省	豊田市	C 対応不可	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)において、廃棄物処理施設の設置については、地域毎の生活環境保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続が既に定められている。また、御指摘のような理由から当該手続を超えて立地規制を加えることは、適法な施設の設置が困難となるほか、施設設置手続の長期化につながることであり、廃棄物の適正処理体制の基盤となる施設の確保が困難になることが考えられるため、条例によって立地基準を設定することを認めることは困難である。</p> <p>なお、御指摘の住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)事案については、改善命令等の廃棄物処理法による措置が既に規定されているため、当該措置により適切に対応していただきたい。</p>
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、命令	<p>【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)</p> <p>【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。</p>	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	<p>報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	環境省、経済産業省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	環境省、経済産業省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
979	食品循環資源の再生利用等に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から立入検査・報告徴収、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれらの措置を行うことが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
824	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	<p>【現行】 現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>【支障事例】 県の策定協議会を経た計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国との協議で修正が必要となった場合、再度協議会に説明する必要が生じ、策定まで更に時間を要することとなる。</p> <p>【改正の必要性】 そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係省庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行う必要はない。</p> <p>また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係者により構成される協議会からの意見聴取を経て策定されることから、国が関与を行うことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害し、都道府県毎の特徴的な施策の自主性を損なうことになるため、環境大臣への協議は不要である。</p>	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項	環境省	兵庫県、大阪府	C 対応不可	<p>当該提案については、既に「義務付け・枠付けの第4次見直し」において、「当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する」との閣議決定内容となっており、その措置として、平成25年7月2日付けで関係自治体あてに「標準処理期間の設定」について通知済みである。</p> <p>環境大臣への協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」時に回答したとおり、都府県知事が定めようとする総量削減計画について、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために適切な計画であるか確認を行う必要があるため、定められているものである。各種の施策には、国と共同で実施したり財政面で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係するものや複数の都道府県にまたがるものも多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、前回の協議手続きにおいても、計画(案)に対し、関係省庁から指摘、修正事項等が提示された事案もあった。</p> <p>また、標準処理期間設定後、当該環境大臣協議手続きを実施したものはない。</p> <p>以上のことから、協議を存置する考えに変更はない。</p>
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項	経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	<p>報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条	経済産業省、環境省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言・報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	平成25年11月22日付けで、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
934	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>地域の実情にあった補助金活用で、県内の保全活動の活性化につながる。</p>	生物多様性保全推進支援事業実施要領 生物多様性保全推進交付金交付要綱 生物多様性保全推進交付金取扱要領	環境省	埼玉県	C 対応不可	生物多様性保全推進支援事業は、絶滅危惧種の保護、特定外来生物の防除、国立公園における保全再生等、国として生物多様性保全のために対策すべき事業のうち、地域で自発的に取り組む意思があるものについて、支援を行うものであり、支援対象は国が判断する必要がある。 また、本事業は地域生物多様性協議会への支援であり、協議会の構成員には地方自治体が含まれていることが要件として交付金交付要綱に定められているため、都道府県が協議会の構成員となることで都道府県が実施する事業との連携等は可能と考えられる。